

別紙 1

工場又は事業場における施設番号	①酸洗槽	②酸洗浄槽
特定施設番号及び名称	6 5 酸またはアルカリによる表面処理施設	6 5 酸又はアルカリによる表面処理施設
型 式	連続式	連続式
構 造	鋼板製	鉄製、内部を塩化ビニールライニング 構造図は別図○のとおり
主 要 寸 法	1000・1500・900 (W)・(L)・(H)	酸浸槽 1m×1m×1.5m
能 力	5 0 m ³ /日	ねじ 3,000個/日
配 置	図 1 事業場平面図のとおり	同左
設 置 年 月 日	平成 7 年 2 月 6 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	令和 7 年 6 月 1 6 日
工事完成予定年月日	年 月 日	令和 7 年 8 月 1 9 日
使用開始予定年月日	年 月 日	令和 7 年 8 月 2 0 日
その他参考となるべき事項	既設	新設 床面：厚さ100mmのコンクリート 周囲：側溝を設け、流出を防止（別図○のとおり）

有害物質使用特定施設の場合には、床面及び周囲の構造等を記載すること。

備考	1 配置の欄に防液堤等については、容量を記載すること。 2 その他参考として、特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。	連する主要機械又は主要装置の配置
----	---	------------------

特定施設の設備

工場又は事業場における 施設番号	②酸洗浄槽	
特定施設号番号及び名称	65 酸またはアルカリによる 表面処理施設	
設 備	地上配管、 地下配管（トレンチ構造） 排水溝、ためます×2	
構 造	配管 ステンレス製 排水溝、ためます コンクリート製、厚さ50mm トレンチ コンクリート製、厚さ50mm	検知設備を有する場合には、 その旨記載すること。
主 要 寸 法	配管 直径100mm×30m 排水溝 幅300mm×深さ200mm×10m ためます 500mm×500mm×400mm トレンチ 幅300mm×深さ200mm×5m	
配 置	図1 事業場平面図のとおり	
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	令和7年 6月 16日	年 月 日
工事完成予定年月日	令和7年 8月 19日	年 月 日
使用開始予定年月日	令和7年 8月 20日	年 月 日
その他参考と なるべき事項		有害物質を含む水が流れない場 合（定量下限値未満）には、構造 等に関する基準が適用されない ので、その旨記載すること。

備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。

2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

「配置」の欄については、建物の名称・位置等を記載するとともに、地下に設置されている場合には、その旨を明記すること。

工場又は事業場における施設番号		①酸洗槽		②酸洗浄槽	
特定施設番号及び名称		6 5 酸またはアルカリによる表面処理施設		6 5 酸またはアルカリによる表面処理施設	
設置場所		めっき工場 1 階 図 1 事業場平面図のとおり		同左	
操業の系統		図 2 のとおり		同左	
使用時間間隔		連続 (8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0)		週に2~3日程度使用し、 使用時間帯は不規則	
1 日当たりの使用時間		9 時間		4 時間	
使用の季節変動		なし		なし	
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び 1 日当たりの使用量		硫酸（5 0 %水溶液として使用） 9 0 0 k g		〈前処理行程〉 硝酸（15%水溶液として使用） 300kg 〈〇〇処理〉 □□	
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	p H	3. 0 ~ 4. 5	3. 0 ~ 4. 5	5. 8 ~ 8. 6	5. 8 ~ 8. 6
	B O D	15	20	10	15
	C O D	200	350	10	15
	S S	35	55	15	20
汚水等の汚染状態	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素			0. 06	1. 2
汚水等の量		通常	最大	通常	最大
(m ³ / 日)		30	50	10	20
その他参考となるべき事項				有害物質を含む廃液については、 1 日 1 回混酸廃液タンクへ排出し 保管。 その後産廃として処理	

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

工場又は事業場における施設番号		③排水処理施設				④合併浄化槽			
処理施設の設置場所		図 1 事業場平面図のとおり				同左			
設置年月日		平成 7 年 2 月 6 日				平成 15 年 6 月 16 日			
工事着手予定年月日		年 月 日				年 月 日			
工事完成予定年月日		年 月 日				年 月 日			
使用開始予定年月日		年 月 日				年 月 日			
種類及び型式						生物濾過方式			
構造						FRP 製			
主要寸法						3400×20000×3300mm			
能力						10m ³ /日（30人槽）			
処理の方式						生物濾過式			
処理の系統		平成 6 年 12 月 1 日の				図 3 のとおり			
集水及び導水の方法		届出どおり				図 5 のとおり			
使用時間間隔						連続			
1 日当たりの使用時間						24 時間			
使用の季節変動						なし			
消耗資材の 1 日当たりの用途別使用量						次亜塩素酸カルシウム（滅菌用） 0.6kg			
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	3.0~4.5	5.8~8.6	3.0~4.5	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	BOD	15	8	20	10	100	10	150	15
	COD	200	8	350	10	50	10	75	15
	SS	35	8	55	10	100	15	100	20
	銅	10	不検出	20	1				
	大腸菌数					2500	<800	2500	<800
	全窒素					40	10	40	15
	全りん					5	0.5	5	1
	量 (m ³ /日)	30	30	50	50	5	5	10	10
残さの種類、1 月間の種類別生成量及び処理方法		平成 6 年 12 月 1 日の 届出どおり				浄化槽汚泥 0.3t/月 市指定の業者に委託処分			
排出水の排出方法		道路側溝→都川放流				道路側溝→都川放流			
その他参考となるべき事項		既設				既設			

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定施設の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

2 排出水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

排水水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号		③排水処理施設		④合併浄化槽	
排水水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	p H	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	B O D	8	10	10	15
	C O D	8	10	10	15
	S S	8	10	15	20
	大腸菌数			<800	<800
	全窒素			10	15
	全りん			0.5	1
	排水水の量	通常	最大	通常	最大
	(m ³ /日)	30	50	5	10
その他参考となるべき事項					

備考 排水水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

排水水の排水系統別の汚染状態及び量

					指定項目の別			COD			
業 種 その他の 区分	汚染状態 (mg/L)		水 量 (m ³ /日)						汚濁負荷量 (kg/日)		※
	通常	最大	通常	最大	Qco	Qci	Qcj	通常	最大		
	189	8	10	30	50			50	0.24	0.5	
232	10	15	5	10			10	0.05	0.15		
合計			50	60			60	0.29	0.65		

種類及 び用途	汚染状態 (mg/L)		水量 (m ³ /日)		汚濁負荷量 (kg/日)	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大
合計						

総排水量が50(m³/日)以上である東京湾流域の事業場については、総量規制基準を算定すること。
(総量規制基準については、「千葉県ホームページ【<http://www.pref.chiba.lg.jp/suiho/ha-isui/koujou/souryou/>】」を参照。)

その他参考となる べき事項	総量規制基準	
	①[189]	$= (Cco \times Qco + Cci \times Qci + Ccj \times Qcj) / 1000$ $= (0 \times 0 + 0 \times 0 + 20 \times 50) / 1000 = 1.0\text{kg/日}$
	②[232]	$= (Cco \times Qco + Cci \times Qci + Ccj \times Qcj) / 1000$ $= (0 \times 0 + 0 \times 0 + 10 \times 10) / 1000 = 0.1\text{kg/日}$
	①+②	$= 1.1\text{kg/日} \quad \underline{1.1\text{kg/日}}$

総排水量が50(m³/日)以上である東京湾流域の事業場については、総量規制基準を算定すること。
(総量規制基準については、「千葉県ホームページ
【<http://www.pref.chiba.lg.jp/suiho/ha-isui/koujou/souryou/>】を参照。)

備考

- 1 本紙の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。
- 2 指定項目の別の項、汚染状態の項及び汚濁負荷量の項には、指定項目について記載すること。
- 3 窒素含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qno」と、「Qci」を「Qni」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。
- 4 リン含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qpo」と、「Qci」を「Qpi」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。
- 5 ※印の欄には記載しないこと。

「窒素」、「りん」についても同様に記載する。

用水及び排水の系統

用水及び排水の系統	図 5 のとおり		
用 途 別 用水使用量	用途	使用水	用水使用量 (m ³ /日)
	製品洗淨水	上水道	通常 4 0 (最大 6 0)
	生活用水	上水道	通常 5 (最大 1 0)